

～■化粧品における「虫よけ」表記について

「虫よけ、蚊よけ」等の効果は、医薬品・医薬部外品の承認を得ないと標榜できない効果になります。

化粧品における「虫よけ、蚊よけ」等の表記は、化粧品の効能を逸脱する表記になるため、薬事法に違反することになります。

化粧品の商品ページに以下のような記載がある場合には、削除頂きますようお願いいたします。

<不適切な表現例>

- ・虫よけ(虫除け)
- ・虫よけスプレー
- ・蚊よけ(蚊除け)
- ・蚊よけスプレー
- ・虫が嫌がるアロマの香り

■雑貨スプレー等における「虫よけ」の標榜について

厚生労働省によりますと、雑貨における「虫よけ」表記については、下記のように解釈しているとのことでございます。

Q. 雑貨における「虫よけ」標榜は可能か？

A. 人や動物を対象としての「虫よけ」表示は、医薬品、医薬部外品でなければできない(=雑貨での標榜は薬事法違反)。

ただし、「服の防虫剤や、家のシロアリに対する虫よけ、園芸用の虫よけ効果」については、

対象が人や動物ではないため雑貨でも標榜することは可能。

Q. 肌へ使用する目的の虫よけ商品を雑貨として販売することは可能か？

A. 肌に対して使用する虫よけ商品は雑貨では不可(薬事法違反)。

Q. 衣服にスプレーする商品や、アロマ等直接肌に触れない商品であれば、雑貨で人や動物を対象としての「虫よけ」表示は可能か？

A. 肌に使用しない商品や、置いて使用するタイプ等の商品であっても、使用の対象が人や動物の場合は、医薬品・医薬部外品でなければ

「虫よけ」を標榜することはできない(標榜すると薬事法違反)。

従いまして、厚生労働省の見解によりますと、雑貨で「虫よけ」が可能なケースはあくまで以下の要件を満たす場合のみということになります。

- ・人間や動物を虫から守る目的の商品ではないこと(=服の防虫、家のシロアリに対する虫よけ、園芸用の虫よけ等に限る)
- ・服へ使用するものではないこと～